

図表1 充足が必要な債務者の要件

- イ. 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
- ロ. 法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない
- ハ. 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
- ニ. 法人から適時適切に財務情報等が提供されている
- ホ. 経営者等から十分な物的担保の提供がある

出典：「経営者保証に関するガイドライン」

改正監督指針を踏まえた 経営者保証の考え方Q&A

ここでは、今回の改正監督指針を理解するための質問を挙げ、従来の考え方とどのように変わるのかを解説します。

ファイナンススタイリスト／行政書士事務所長
黒木 正人 ①～⑦

Q1

監督指針の改正によって
経営者保証の取扱いは
どう変わるの？



改

正監督指針では、金融機関の融資で経営者が個人で背負う経営者保証を実質的に制限します。預金取扱金融機関は、経営者保証を締結する際には、必要性などの理由を具体的に説明することになりました。

また、金融機関が融資時に経営者保証を求める場合には説明義務を課し、その内容を記録して金融庁に件数を報告することも義務付けられます。金融庁はヒアリングや検査を実施し、手続きの違反や企業とトラブルが起きた場合などの際、自主的に改善が期待できなければ行政処分も考えられています。

それでは具体的な改正点についてみていきましょう。

説明について、その結果等を書面または電子的方法で記録することが義務付けられました。

保証契約時は必要な理由や解除の可能性を説明する

改正点1…契約時点における説明の具体的内容の定義およびその方法で記録することが義務化されました。

個人保証契約については、保証債務を負担するという意思の形成だけでなく、その保証債務の実行により、責任を負担することを受容する意思を形成することに足る説明を行うことになりました。例えば、実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明、すなわち保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証の法的効果とリスクについて、最悪のシナリオまで説明を行う必要があります。

また、保証人に対して行った

場合において改正点1の内容について説明する態勢となつて

いるか、およびその結果等を書面または電子的方法で記録する態勢を整備しなければなりません。

改正点3…金融機関は、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことで、ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等の取組方針を公表することが望ましいとされました。

改正点4…金融機関は、経営者保証の契約時の対応として、お客様への説明、社内規定やマニュアルにおける契約書の整備、本部による営業店支援態勢の整備、及びその結果等を書面または電子的方法で記録する態勢の3点について職員への周知徹底

POINT

今後は契約締結の客観的合理的理由を説明し、結果等を記録する態勢を整備することなどが求められる

金利の一定の上乗せ等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図ることとすると掲げられています。

また、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合、主たる債務者において、**図表1**のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、前記の

ような代替的な融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえたうえで、検討するといふものです。

原則として保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に對して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案したうえで、履行の範囲が定められることについては現行と変更はありません。

保証契約時は説明を書面や電子的方法で記録する

改正点2…契約締結の客観的合理的理由の説明の態勢を整備することに なりました。

お客様から経営者保証に関する説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的合理的理由についても、お客様の知識、経験等に応じ、その理解と納得が得られる説明態勢を整備する必要があります。保証契約検証に関しても、保証契約を締結す

を求められました。

改正点5…監督手法・対応においてヒアリングの実施と必要に応じた報告体制の確認において、金融庁は各種ヒアリングの機会等を通じ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針等を公表するよう金融機関に促していきま

す。

さらに、監督上の対応として、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じて報告を求めて検証し、金融機関に業務運営の適切性、健全性に問題があると認められる場合には法第24条に基づく報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を發出します。